

第3回ステークホルダー・ミーティング

新・7つの論点

～CO₂削減義務をめぐる～

- 1 削減義務と事業活動水準の決定
- 2 公平・公正な削減義務水準の設定
- 3 削減義務と技術革新
- 4 全国、世界レベルでの温暖化対策との関係
- 5 都市活力と削減義務
- 6 テナントビルにおける温暖化対策
- 7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界

※EU-ETS に関する論点は、都の制度案と直接関係するものではありませんが、多数の御意見をいただいておりますので、別紙にまとめさせていただきました。

1 削減義務と事業活動水準の決定

寄せられた意見

「排出量の割当」は、実質的に事業者の事業活動水準を行政が決定するもの。譲渡可能な財産である排出権の配分は、富の分配や競争条件に直接影響する。



都の考え方

多くの企業が、排出量削減と事業拡大の両立をめざすようになってきています。削減義務が設定されても、事業活動の水準が決まるわけではありません。また、都の提案する制度は「排出量の割当」を行うものではありません。

■削減義務率の設定は客観的なルールに基づく

削減義務率は行政が恣意的に設定するものではありません。設定にあたっては、①対象事業所等のご意見をお聞きするとともに、②省エネ専門家などによる第三者検討会を設置し、客観的ルールを作成いたします。

■削減義務は、事業活動水準の決定を意味しない

各事業所は、省エネルギー化を推進するとともに、再生可能エネルギーの利用や削減量の購入などの方法もあわせ、温暖化ガス排出量を削減することが可能です。既に我が国でも、多くの電機メーカーや自動車メーカーなどが、事業拡大をめざしつつ、総量削減目標を決めています（図表1-1参照）。削減義務は、事業活動水準の決定を意味しません。

削減義務の導入は、今後、CO₂排出量がどの程度になるか、どのように排出を小さくするか、という観点を経営判断の不可欠の要素になることを意味します。これまでも事業活動は、環境保全ばかりでなく、労働者・消費者保護等のさまざまなルールの下で営まれてきました。気候変動の危機が迫る今日、削減義務の導入は、CO₂排出に関する新たなルールが加わるものであり、行政が恣意的な統制を加えるものではありません。

最近の国内主要企業アンケートでは、「排出量取引制度」の導入に賛成する企業が反対を上回りました。これも、CO₂排出に関する新たなルールへの理解が企業の中にも広がってきていることを示すものだと思います（図表1-2参照）。

■売却可能なのは、事業者の努力で生み出される削減分

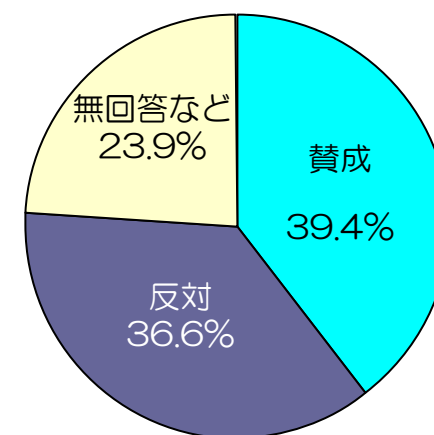
都の提案は、「排出量の配分」でなく、削減義務の設定です。売却できるのは削減義務を上回って削減した量であり、これは、行政が配分したものでなく、事業者自らの努力で生み出されるものです（図表1-3参照）。

図表1-1 総量削減目標を掲げる企業の例

- 松下グループ
製品生産時 CO₂ 排出総量を'09 年度に'06 年度比 30 万トン削減
(生産高原単位の目標から'07 年 10 月に変更)
- 三菱電機グループ
製品生産時 CO₂ 排出総量を'21 年までに、基準年*比で 30%削減
(売上高原単位の目標から'07 年 10 月に変更)
*基準年は、国内単独 1990 年度、国内関係会社 2000 年度、海外関係会社 2005 年度
- トヨタ自動車
生産分野の CO₂ 年間総排出量を前年度以下
('05 年度からはオフィス等の非生産拠点を含む)
('01 年度から毎年度目標を設定し、'06 年度まで継続的に目標を達成)

※各社のプレス発表資料又は環境報告書より

図表1-2 「国内排出量取引制度」の導入についてのアンケート調査結果



業種別に見ると、
 <製造業> 賛成 37.9% 反対 41.1%
 <非製造業> 賛成 41.6% 反対 30.3%

東京新聞（本年1月4日付朝刊）より
 調査対象：全国の主要企業 214 社
 実施時期：昨年 12 月中旬から下旬
 対象：製造業 124 社、非製造業 90 社

図表1-3 EU-ETS の排出量取引と都の制度案との比較

事項	EU-ETS	都制度案
取引の対象	行政が当初に配分した排出枠	事後的に実績が確認された削減量
取引開始時点	排出枠の割当後 (その年の排出量が確定する前から、取引できる。)	削減実績の確認後 (その年の排出量が確定して初めて、削減した分を取引できる。)

2 公平・公正な削減義務水準の設定

寄せられた意見

営業活動の実態、エネルギー効率が、業種間、企業間で異なる中で、公平・公正な削減水準の決定は困難。都からは具体的な提案や説明がない。



都の考え方

都の制度案は、業種や事業所の特性、これまでの削減実績など、公平性に配慮したものです。都の制度案は、対策を行わない者を放置しない点で、自主的な取組だけに頼る仕組みよりも、はるかに公平な制度です。

■削減義務の設定にあたって配慮が必要な公平性、公正さとは

規制に限らず、何らかの社会的な仕組みを導入するにあたって、公平性や公正さの確保が重要なことは言うまでもありません。このような場合、何をもちて公平・公正と見るかについては、立場や利害によって様々な意見がありえます。削減義務の設定に関しては、次のような点で、公平性、公正さへの配慮が必要と考えます。

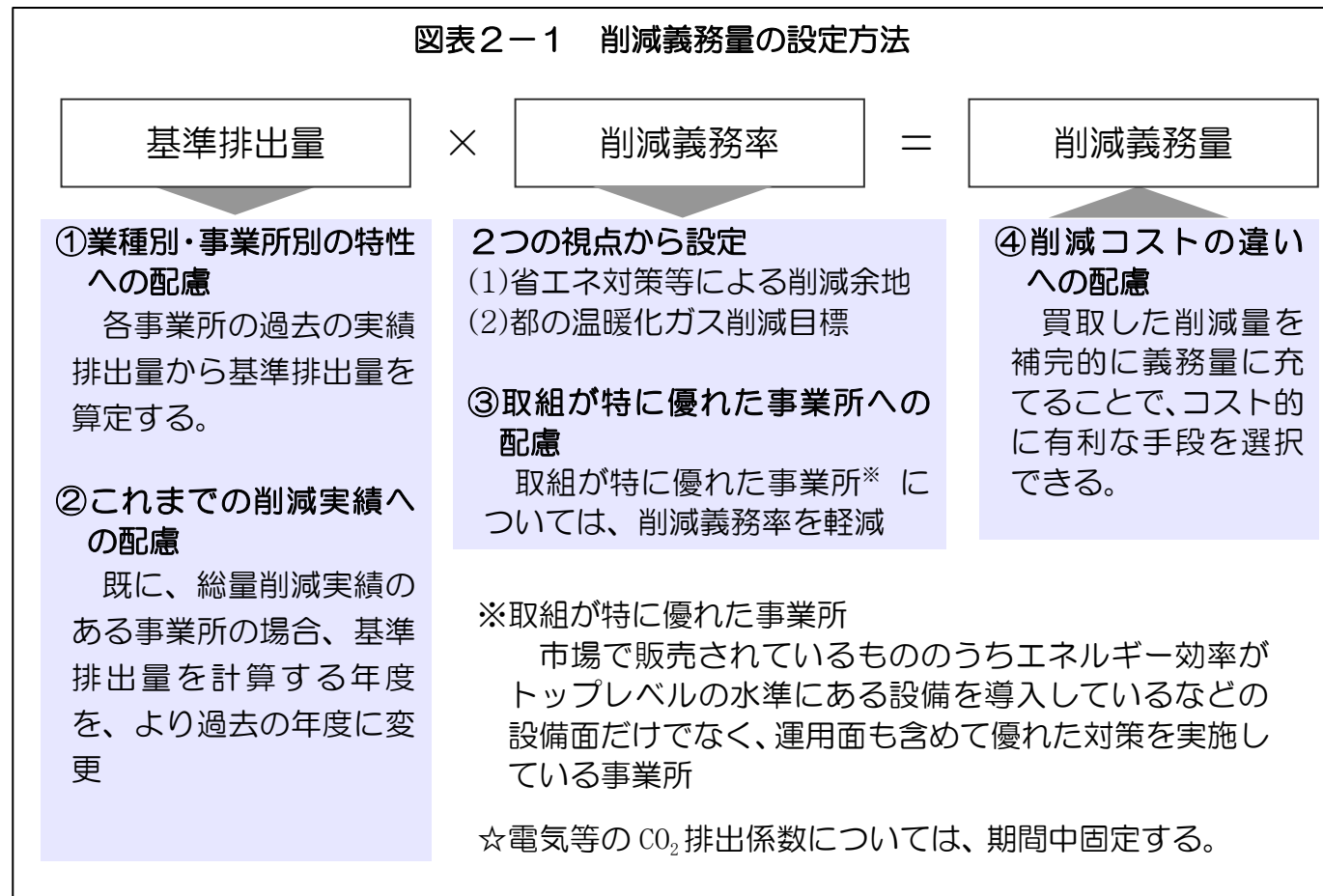
- ①業種や事業所ごとの特性への配慮
- ②これまで積極的に削減を進めてきた事業所への配慮
- ③建物や設備の省エネ性能、運用面での取組が特に優れた事業所への配慮
- ④事業所による単位あたり削減コストを大きく違わなくするための配慮

■「中間のまとめ」での具体的な提案

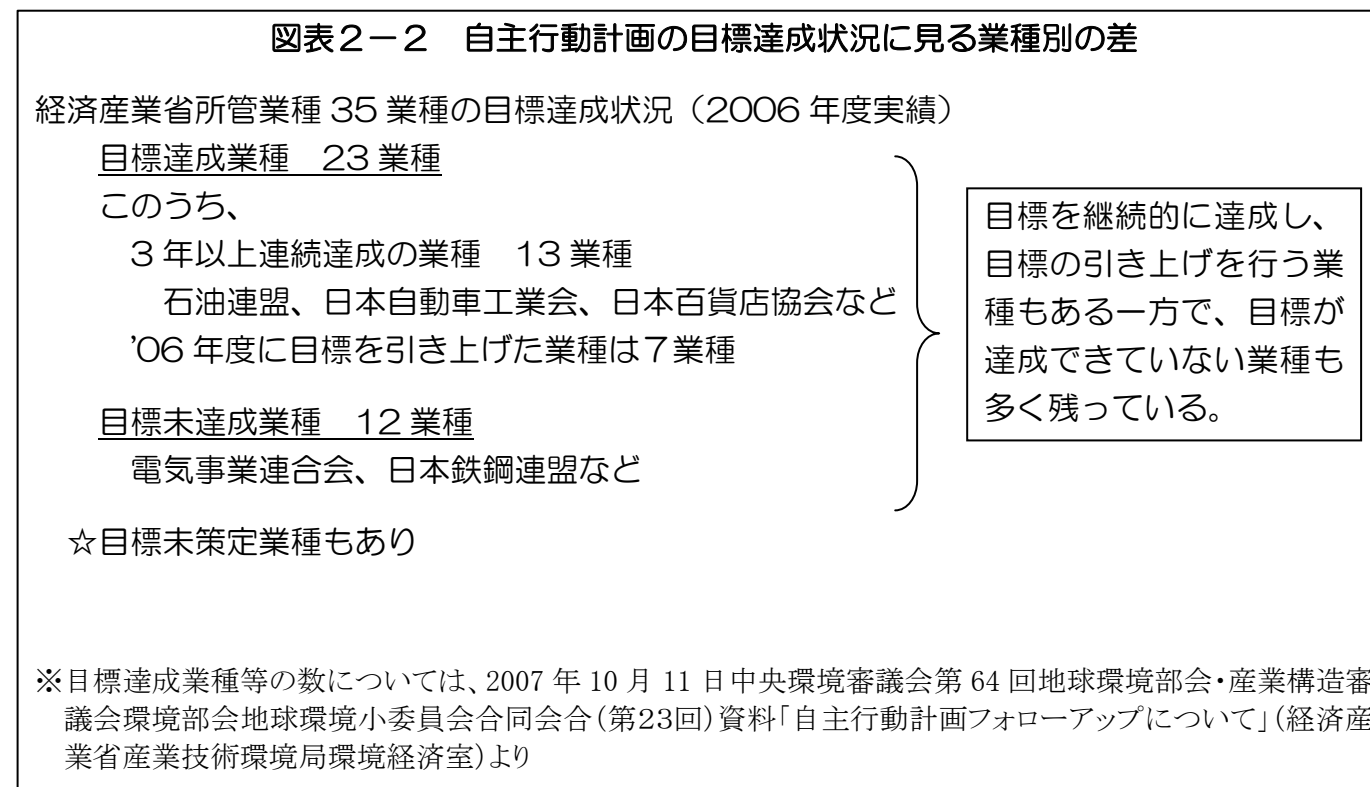
環境審議会「中間のまとめ」の提案のように削減義務を設定することにより、上記の公平性、公正さへの配慮を行うことができます（図表2-1参照）。

- ①「業種や事業所ごとの特性への配慮」：各事業所の実績排出量を削減義務の基準にすることで、それぞれの業種・事業所の特性への配慮が織り込まれる。
 - ②「これまでの削減実績への配慮」：新制度での削減義務の基準年度を過去の時点におくことで、これまでの削減量も新たな削減義務の履行分として算入される。
 - ③「取組が特に優れた事業所への配慮」：削減義務率の軽減などの配慮を行う。
 - ④「単位あたりの削減コストの違いへの配慮」：他の対象事業所の削減量等の買取制度を補完的に導入し、事業所が自らの判断でコスト的に最も有利な手段を選択できるようにする。
- このような配慮を行った削減義務の導入は、削減を行わない者が放置されてしまう「自主的な取組」だけの枠組みより、はるかに公平、公正な制度であると考えます（図表2-2参照）。
- なお、ドイツにおいては、排出枠の配分を巡って約800件の訴訟が提起されましたが、その背景のひとつは、約60もの例外ルールを設け、制度が複雑化した点にあると言われてしています。都の制度では、こうした教訓を踏まえ、簡素で公正かつ透明性の高いルールの作成を目指していきます。

図表2-1 削減義務量の設定方法



図表2-2 自主行動計画の目標達成状況に見る業種別の差



3 削減義務と技術革新

寄せられた意見

排出権購入で削減義務を果たせる仕組みは、技術開発意欲を減退させる。また、技術革新の原資を奪う。

都の考え方

都内の事業所では、既にある省エネ技術が十分に活用されていません。削減義務の導入によって、高効率の省エネ機器の需要が拡大し、新しい技術の開発も進むと考えます。



■削減義務の導入で最新省エネ機器の導入が拡大。技術革新も促進

削減義務の導入により、企業の省エネ投資や再生可能エネルギーの利用が促進され、需要拡大が技術革新の促進にもつながります。

また、削減量の購入は、逆から見れば、削減量の売却です。積極的に削減に取り組む企業が経済的にもメリットを受けることができるようになれば、より一層需要が拡大し、技術革新もさらに促進されます。

■都内の事業所では、省エネ技術が十分に活用されていない

都内の事業所では、残念ながら、既に市場で提供されている最新の省エネ機器が十分に活用されていません。対象事業所に設置されている冷凍機やボイラー等の熱源、ポンプ、空調機などの機器についてみると、70年代・80年代に設置された古いものも相当数残っています（図表3-1参照）。

また、熱源機器メーカーに都がヒアリングしたところ、販売されている機器のうち、標準レベルに比べ効率が大幅に高い機種が占める割合は、概ね1割から3割程度との事例があり、最新の省エネ機器が全面的には導入されていないことが分かりました。

削減義務の導入は、最新の省エネ機器に対する需要を掘り起こし、我が国の有する高い省エネ技術を東京で有効に活かすこととなります。高性能な省エネ機器に対し、これまで以上に需要が見込めるようになれば、省エネ機器メーカーが、更なる技術開発に取り組むやすくなると考えます。

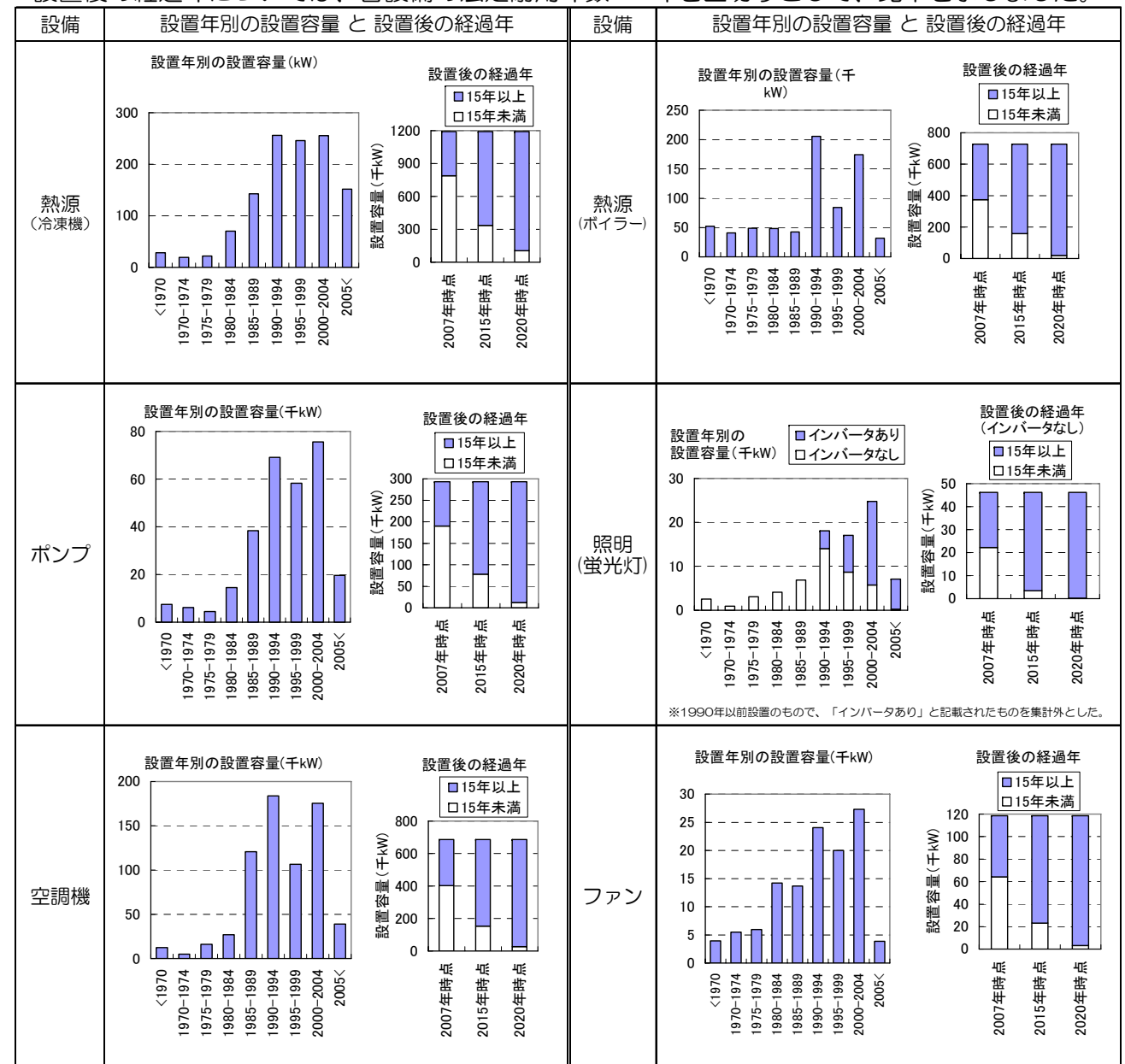
■大幅なCO₂削減に、新技術開発が必要な施設への配慮は必要

一方、石油精製プラントや発電所、製鉄所などの場合には、大幅なCO₂削減には既存技術では不十分で、新たな技術開発が必要な場合もあると考えられますが、これらの施設は、都の制度の対象には存在しません。

我が国の優れた省エネ技術が、今後とも世界の温暖化対策に活用されるべきであることは当然であり、今後、全国的な削減義務制度を設計する中で、具体的な対応が検討されるべきものと考えます。

図表3-1 設置年別の設置容量の実態

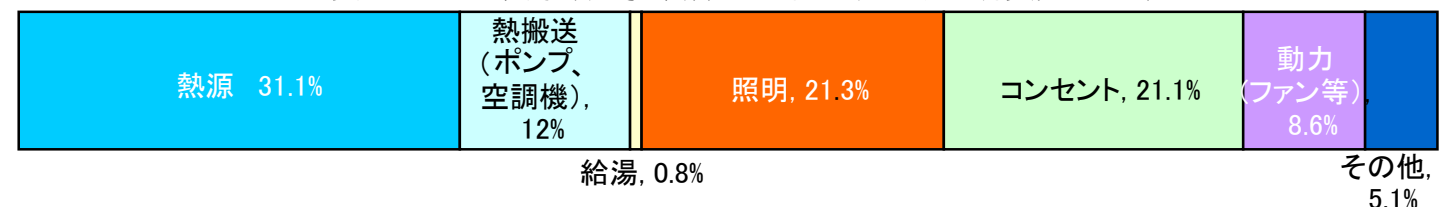
設置後の経過年については、各設備の法定耐用年数15年を区切りとして、比率を示しました。



※東京都が平成17年度からの制度対象事業所に対し平成19年10月に実施した調査の回答(業務部門437事業所)の集計(設備ごとに集計事業所数は異なります。)

※熱源について、第2回ステークホルダーミーティングで配布した「7つの論点」1ページのグラフと異なりますが、これは調査時点、回答事業所、集計単位(台数と容量)が異なるためです。

図表3-2 業務部門事業所の主なエネルギー消費先の比率



※財団法人省エネルギーセンター「ビルのエネルギー消費構造」より

4 全国、世界レベルでの温暖化対策との関係

寄せられた意見

企業は、全国的な視点で生産・流通拠点等を最適化。都独自の排出削減義務は、対策の効率性を損なう。結果的に全国レベル、世界レベルでの排出量が増加するおそれ。



都の考え方

多くの環境施策が、地方自治体の提起で全国に広がってきました。都の制度案は、全国レベルの排出削減を牽引するものであり、国に先駆けて実施する意義は大きいと考えます。

■ 国の遅れを理由に東京の取組を遅らせることはできない

本来、温暖化対策は、世界全体のCO₂削減の枠組みをしっかりと決め、各国ごとの削減目標に基づいて、国全体で整合性をもって行われる事が、最も望ましい、あるべき姿です。しかし、我が国政府も経済界の一部も、バリ会議（COP13）での国別削減目標の設定に反対し、世界全体のCO₂削減の仕組みづくりを遅らせたと評価されています（図表4-1参照）。

I P C C 報告が明確に示すように、温暖化対策の強化は、一刻の猶予も許されません。2020年に向けた世界全体の削減目標が決まっていないこと、日本の削減目標が決まっていないことを理由に、東京の取組を遅らせるわけにはいきません。気候変動の危機を回避するためには、その意思を持った企業、自治体、団体などが、率先して必要な施策を開始し、世界全体の排出削減努力を牽引することが必要なのです。

■ 先駆的な取組がなければ、全国の対策も強化されない

これまでの環境施策の歴史を見ても、東京を始め地方自治体の先駆的な施策が、我が国全体の対策強化を先導してきました。東京の企業と地方自治体が率先して、具体的な排出削減対策を強化することが、日本全体の気候変動対策の強化を可能とするのです。京都議定書を批准していないアメリカにおいても、連邦政府に先んじた州レベルでの取組が広がっています（図表4-2参照）。

都において削減義務の補完措置として導入する排出量取引制度では、東京以外の地域での削減量についても、一定の制限は課すものの対象事業所の削減量に算入することを可能としています。したがって、「全国的な視点で生産・流通拠点等の最適化を進めている企業」であっても、対策の効率性を考慮しながら、都の削減義務へ対応することができます。

都の提案は、全国レベルでの削減を牽引するものであり、「全国レベル、世界レベルでの排出量増加を招く」という批判は、これまでの環境施策の歴史を無視した議論であると思います。

図表4-1 インド 初で新聞に掲載された環境 NGO による全面広告



COP13 が大詰めを迎えた昨年 12 月 14 日に現地インドネシアの新聞「ジャカルタ・ポスト」に掲載された広告。

福田首相、ブッシュ米大統領、カナダのハーパー首相の顔写真を並べ、3 国に 2020 年の排出削減目標設定への抵抗を止めるよう求めている。

☆24 時間で 178 カ国の 5 万人以上が署名したという要請文

"We call urgently for the US, Canada and Japan to stop blocking serious 2020 targets for emissions reductions, and for the rest of the world to refuse to accept anything less."

【バリロードマップ】

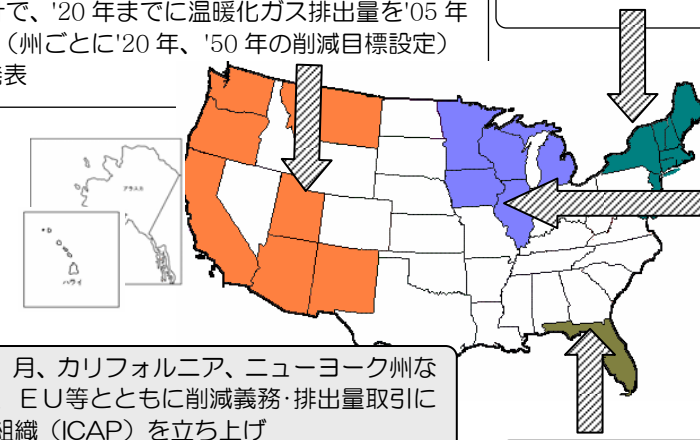
COP13 で採択された、いわゆるバリロードマップには、米国や日本の反対で数値目標が記載されませんでした。しかし、同時に採択された京都議定書締結国のワーキンググループが合意した文書では、先進国全体で 2020 年までに 1990 年比で 25~40% の削減が必要ということが明記されており、日本政府も合意しています。日本の 2020 年までの削減目標は今後、ポスト京都の枠組が決まる過程で、具体的に決められていくと考えますが、その達成に向けて、我が国の主要企業、大規模排出事業所は、どこに立地していようとも、法的な削減義務になるかどうかは別にして、更なる温暖化ガスの削減が求められることは確実です。

図表4-2 アメリカ各州に広がる「削減義務と排出量取引制度」

◆ 制度の導入を決定した州と、導入に向けた検討を具体的に進めている州は、合計 24 州（全 51 州の約半数）
その合計人口は、約 1 億 6 千万人（日本の総人口を超える規模に達する）

- カリフォルニア州 地球温暖化対策法を制定('06年9月)
 - ・「排出上限規制（キャップ）」を'12年から導入
 - 「西部気候イニシアティブ」(WCI)
 - ・カリフォルニア州など西部7州の取組。カナダ2州も参加
 - ・複数の部門に対する「削減義務と排出量取引制度」の導入を目指す。
 - ・参加各州合計で、'20年までに温暖化ガス排出量を'05年比15%削減（州ごとに'20年、'50年の削減目標設定）
 - ・'07年2月発表

- 「地域温室効果ガスイニシアティブ」(RGGI)
 - ・ニューヨーク州など北東部10州による、火力発電所に対する「削減義務と排出量取引制度」の導入
 - ・削減目標「'00~'04年平均比で、'18年に10%削減」
 - ・'05年に制度設計の覚書を公表
 - ・'09年からの施行にむけて、制度詳細を構築中



- 「中西部地域 温室効果ガス削減アコード」(MGGA)
 - ・アイオワ、イリノイ、ミシガン州等中西部6州の取組。カナダ1州も参加
 - ・参加州の削減目標と整合性のある地域削減目標を設定
 - ・複数の部門を対象とする「削減義務と排出量取引制度」を開発
 - ・'07年11月発足。12ヶ月以内に制度の合意案とモデルルールを開発し、'10年5月までに施行

◇ '07年11月、カリフォルニア、ニューヨーク州など12州は、EU等とともに削減義務・排出量取引に関する共同組織（ICAP）を立ち上げ
* 国の枠組みを超えた、連携が始まろうとしている。

- フロリダ州 知事が、州内での「削減義務と排出量取引制度」の検討開始を指示（'07年7月）

5 都市活力と削減義務

寄せられた意見

排出枠の設定は、事業活動が活発な事業者の制約要因になる一方で、顧客の支持を得られなかった事業者の損失を補填。努力するものが報われず、都市の活力の原動力をそぐ。



都の考え方

CO₂ 排出を大幅に削減する低炭素型社会への移行が経済成長につながる、という考え方が世界の企業の中に広がっています。東京を、いち早く低炭素型社会に対応させることこそ、都市の活力を維持するための施策であると考えます。

■事業活動の拡大と温暖化ガス削減の両立が必要

企業経営に必要なだからという理由で、CO₂ を無制限に放出する事は、もはや許されません。これからの企業には、顧客からのニーズに応じて事業活動を活発化させる場合であっても、CO₂ の排出削減が求められるのだと考えます。我が国でも、電機業界などにおいては、主要なメーカーが次々に、事業活動の拡大を目標として掲げながら、総量削減の目標を掲げるようになってきています。

さらに、低炭素型への移行が経済成長につながる、という考え方が、世界的に企業の中に広がってきています。バリ会議直前の昨年 11 月 30 日、欧米などのグローバル企業 150 社が、法的拘束力のある排出削減の枠組策定を呼びかけた声明の中でも、「低炭素経済への移行は、重要なビジネス機会を創出する」「気候変動対策は、成長志向戦略であり、気候変動を無視することは、最終的に経済成長を損なう」という認識が示されています（図表 5-1 参照）。

■低炭素型への移行が、都市の活力維持につながる

先進国には今後、京都議定書のレベルを超える大幅な排出削減が求められることは確実です。到来しつつある CO₂ 排出制約の時代に東京をいち早く対応させ、世界で最も効率の良い都市、低炭素型社会にいち早く適応した都市にしていくことが、東京の都市活力を維持することにつながると考えます。大規模排出事業所への削減義務の導入は、中小規模事業所、家庭、運輸部門対策などとともに、東京を低炭素型都市にしていくために必要な施策です。

なお、事業所の排出量の減少が、単に企業活動の縮小によって起きる場合には、省エネ投資等の積極的な行動につながりません。このため、環境審議会の中間まとめでは、「削減対策によらず事業活動が極端に減少したことで排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることが無いような仕組み」も検討することとしています。

■都市の成長に配慮した制度

なお、都の制度案は、制度開始後に建設され、新たに対象となる事業所については、床面積当たりの CO₂ 排出量などをもとに基準排出量を設定するので、都市開発が阻害されることはありません。

図表 5-1 気候変動に関するバリ・コミュニケ

欧米などのグローバル企業 150 社による声明

（主に求めている内容）

- ・気候変動対策に関し、包括的で法的拘束力を持つ世界的な枠組み
- ・主として科学的根拠に基づき示される排出削減目標
- ・先進国の最大限の努力
- ・この機会を逃すことなく、世界のリーダーが、ロードマップに合意すること

（気候変動と費用に関する主な認識）

- ・気候変動の最悪の影響を避けるための温暖化ガス排出量の削減対策の費用は、特に国際的に共通のビジョンがあるならば、管理しやすい。
- ・低炭素経済への移行は、重要なビジネス機会を創出する。世界が必要とされる規模で行動するならば、低炭素な技術や生産物の新たな市場が、何十億ドルという規模で、生まれるだろう。
- ・気候変動対策は、成長志向戦略である。気候変動を無視することは、最終的に経済成長を損なう。

図表 5-2 世界の都市等の CO₂ 削減目標

地域、都市等	中長期目標	関連資料
EU	2020 年までに 1990 年比で少なくとも▲20%（'07年3月、「気候変動とエネルギーに関する総合的政策」）	
ロンドン	2025 年までに 1990 年比▲60%（'07年2月、『ロンドン気候変動アクションプラン』）	
パリ	2050 年までに 2004 年比▲75%（'07年10月、『パリ市気候計画』）	
ニュー York	2030 年までに 2005 年比▲30%（'07年4月、『グリーナー、グレーターニューヨーク』）	
カリフォルニア	2020 年までに 1990 年レベルに削減（'06年9月、『カリフォルニア州 地球温暖化対策法』）	

6 テナントビルにおける温暖化対策

寄せられた意見

テナントビルの排出原因はテナント事業者の活動そのもので、ビル所有者に責任を負わせることは合理性を欠く。テナント構成の変化に伴い排出量が大幅に増加することがある。



都の考え方

ご意見をふまえて、テナントの協力が得られる仕組みづくり、テナントの大幅な変更に対応する措置などを検討しています。

■テナントの協力が得られる仕組みづくり

業務部門の集中する東京において、テナントビルでの温暖化対策は重要な課題です。都では、ステークホルダー・ミーティングでのご意見などを踏まえ、オーナーとテナントが協力して排出削減を進めるため、次のような仕組みづくりを考えています。

① テナント事業者に対する、ビルオーナーの温暖化対策への協力義務

テナント事業者の協力義務の内容を明確にし、ビルオーナーがテナント事業者に具体的な取組を求めることができるようにします。

② テナント事業者の協力を担保する措置

テナント事業者に対し、必要に応じて都が直接指導・助言をしたり、さらに不十分な場合には勧告や氏名の公表を行います。

③ テナントの本社を巻き込んだ対策を推進する仕組みづくり

中小規模事業所を有する大企業に、中小規模事業所の省エネ報告書（仮称）の一括提出を義務付ける制度を導入し、テナントの本社等も巻き込んだ対策を推進します。

■テナント事業者の大幅な変更に対応した基準排出量の変更

テナントビルでは、テナント事業者の入れ替りが排出量に影響を与えることがあります。大規模テナントの入退去によりビルの使用形態が変わるなど、排出量が大幅に変化するような場合は、現行制度と同様に、新制度においても、基準排出量の変更を行う仕組みを導入します。

■削減義務という枠組みの下で取組が進む対策

多くのテナントビルでは、空調等の光熱費は共益費等で一律に徴収されており、テナント事業者には省エネ対策へのインセンティブが働きにくくなっています（図表6-1参照）。これに対し、一部の先進的なテナントビルでは、省エネ対策による光熱費削減分をテナント事業者に還元することでメリットを与え、取組を促す工夫も行われてきています（図表6-2参照）。

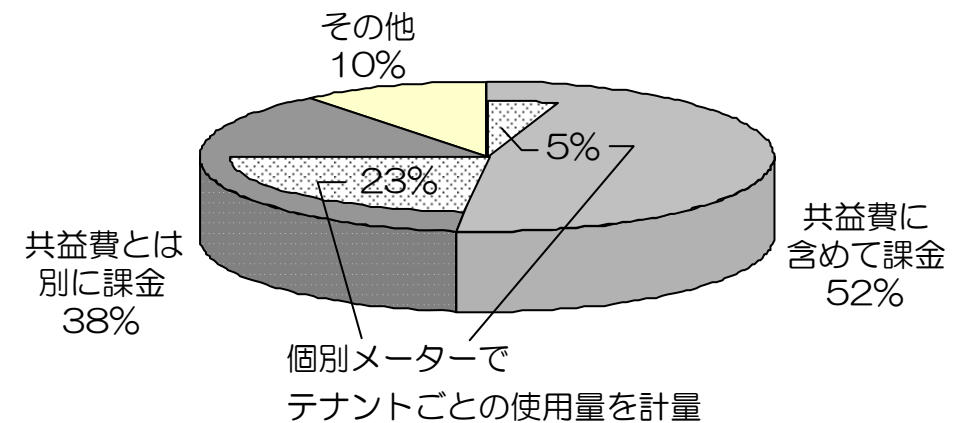
こうしたやり方は、テナント事業者に削減のインセンティブをもたらす有効な手法ですが、一方で、ビルオーナーにとっては、省エネ対策による経済的メリットが減るという面もあります。これがこの手法が普及しにくい要因のひとつとなっています。

しかし、ビルオーナーに削減義務が導入されれば、省エネ対策の効果の一部をテナント事業者に還元し

ても、テナントビル全体の排出削減に繋がり、ビルオーナーにも、削減義務の達成という新たなメリットが生じることとなります。このように、現状では、進みにくいテナントビルの温暖化対策も、削減義務という枠組みの下で、これまで以上に進めて行ける可能性があると考えます。

図表6-1 テナントへの空調費の課金方法

- ・半分程度の事業所では、共益費に含めて空調費を課金している。
- ・また、多くはテナントごとの空調エネルギー使用量を計量していない。



※東京都が平成17年度からの制度対象事業所に対し平成19年10月に実施した調査の回答（業務部門172事業所）の集計

図表6-2 テナントビルにおける省エネ推進方法の例



東京都地球温暖化対策推進ネットワーク「テナントビルの省エネルギー対策」より

7 「自主的な取組」だけに頼ることの限界

寄せられた意見

現行制度の改善を放棄し、削減義務と排出量取引制度が唯一の施策であるかのように論じている。対策が遅れている主体を特定し、その要因等を明らかにすることが重要



都の考え方

これまでの5年余の経験は、「自主的な取組」だけでは限界があることを示しています。

■都の提案は、現行制度の実績を踏まえた改善策

都の提案は、2002年に開始した最初の地球温暖化対策計画書制度と2005年からの現行制度の経験を踏まえ、その改善策として提起したものです。最初の計画書制度は、事業所に対し自主的な計画の作成を求めたものでしたが、提出された削減目標は3年間で2%という低い水準のものでした。

そこで、2005年から開始した現行制度では、事業所の自主的な取組を前提に、更なる排出削減を実現するため、計画策定にあたって指導・助言を行い、評価・公表するという仕組みを導入しました。この結果、最初の制度より取組が進みましたが、一方で、「自主的な取組」だけに頼ることの限界も明らかになりました。

■「自主的な取組」だけでは限界

現行制度において、対象事業所から当初、提出された計画（案）では、投資回収年数3年以内の一般的な省エネ対策（基本対策）すら半数の事業所では計画されませんでした。これに対し、粘り強く、きめ細かい指導・助言を行った結果、ようやくほぼすべての事業所で基本対策レベルの対策が計画されるようになりました。しかし、それでも基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は、一部にとどまりました（図表7-1参照）。

多くの事業所の現場スタッフから「実施可能な対策があっても、投資回収に長期間を要する対策は、トップの判断がないと進めない」などの意見が聞かれ、現行制度の枠組みでは、多くの事業者は基本対策以上の資金調達が必要な対策には、なかなか手が出ない、という実態が明らかになりました。これは、今回、データでお示したように、多くの事業所で更新期を過ぎた熱源機器が残っていることや、高効率の省エネ機器の販売シェアが小さいことでも裏付けされます。

■「きめ細かい指導助言」では、現行制度の改善にならない

これまで経済界からいただいている改善案では、対策の強化につながらないことは、第2回のステークホルダー・ミーティングでもお答えしました。「きめ細かい指導助言」自体は意味のあることですが、既に現行制度でも、高効率の省エネ機器が導入されていないなどの問題点を示しながら、「きめ細かい指導助言」を行っています。その結果が、「基本対策は計画化されたが、基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所は一部にとどまっている」、という現在の状況なのです。

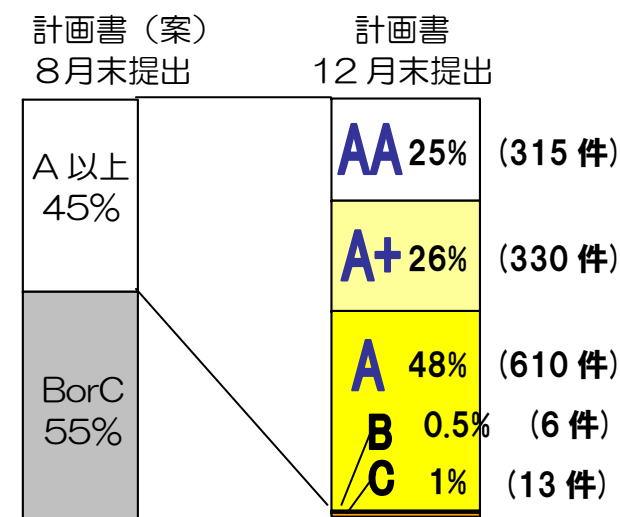
現行制度下では、基本対策はほぼすべての事業所で実施されることから、今後排出削減を進めるためには、さらにより踏み込んだ対策が必要になります。しかし、「自主的な取組」という枠組みだけでは、

その実施は望めません。現行制度を上回る大きな成果を上げるには、規制的な措置を講じて、CO₂排出に係るコストを企業経営上のコストとしてしっかりと位置づけることが必要です。新たな制度は、総量削減の義務を設けますが、削減の方法は自らの事業所において最も適切な方法を選んで省エネを進めるとともに、他者の削減量の買取もできるなど、さらに自主的に判断できる柔軟な制度になります。

このように、都はこれまでの制度運営の実績と経験を踏まえ、現行制度の改善策として、総量削減義務の導入を提起しているのです。

なお、事業者の取組状況について、長年の省エネ努力や削減ポテンシャル、CO₂の排出効率等に基づいて評価すべきとのご提案をいただいておりますが、これらの視点につきましては、都が提案している制度案においても反映させております。各事業所が、効果的に省エネルギー対策を進める上で必要なノウハウの共有化や支援策のあり方などについては、今後とも関連業界の方々などともご相談していきたいと考えています。

図表7-1 評価結果の推移



※H17、H18年度の対象1,274事業所集計

・基本対策を超える対策を積極的に計画する事業所（AA評価）は4分の1にとどまった。

・半分近い事業者は、基本対策レベル（A評価）

・指導・助言により、B評価、C評価はほとんどなくなった。